

令和3年度氷見市職員公益通報制度の運用状況について

(1) 公益通報の状況

区分	受理	調査	措置
総務課長	2件	2件	1件
指定弁護士	—	—	—

(2) 内容等

受付番号	受付日等	通報内容	調査結果	是正措置等
1	令和3年9月29日 (総務課長受理)	上司からハラスメントと感ぜられる言動を受けた。	通報者、加害者の聞き取り調査を実施した結果、パワーハラスメントとして是正を講じる必要はなかった。 ただし、上司としては不用意で不適切な発言が多数見受けられることから、今後はハラスメントと見受けられる発言を慎み、より一層部下の指導監督と円滑な施設運営に努められたい旨を口頭で伝えた。	必要なし。
2	令和3年12月17日 (総務課長受理)	「働きやすい職場環境づくりのためのアンケート」中、職場内のパワーハラスメントについて、総務課に事実確認を望む記載があった。 内容は上司の数回、長時間にわたる叱責、及び仕事を与えず雑用をさせるなどの行動により出勤ができなくなったとの事案。	被害者、加害者及び第三者に聞き取りを実施した結果、上司のパワーハラスメントが認められたため、再発防止のための是正措置を講ずるよう所属長へ通知した。	パワーハラスメントが認められたものの、程度が重いとまでは言えず、被害者が加害者への処分までは求めていないこと、加害者に改善しようとする意思が見受けられたことから、今回は、加害者に反省を促すために嚴重注意を行い、今後このようなことがあれば処分を検討することとした。